第３章　災害時優先業務と職員参集

大規模地震が発生した場合の職員の参集事情や災害時優先業務への具体的な従事人数等は出先機関によって異なることから、各所属は、本章で示す基準に基づき、また必要に応じ主管課（主務課）と協議・調整の上、「災害時優先業務・業務従事人数一覧」（様式１）を整備して、所属の業務継続計画として本計画と一体的に運用・維持管理することとします。

１　災害時優先業務の選定

「災害時優先業務」とは、単に重要な業務であるか否かというものではなく、県民の生命や生活、社会経済活動等に及ぼす影響の大きさを評価基準として、災害発生時の限られた資源の中にあっても、他の業務に優先して継続、又は早期回復を実現しなければならない緊急性の高い業務です。

各所属は、表３－１に示す基準により所管する業務を評価し、災害時優先業務を様式１に整理します。（部局ごとの取りまとめを別添参考資料に記載）

また、各所属は、災害時優先業務について、所属の業務の実情や大規模災害発生という状況を勘案した必要最低限の業務量を見込み、これに基づく災害時優先業務実施に必要な人数を、併せて様式１に整理します。

表３－１　業務の評価基準（優先業務）

災害時優先業務（応急・復旧業務）（優先度の高い通常業務）	A	発災後直ぐに業務着手しないと、県民の生命や生活、社会経済活動に重大な影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、優先的に対策を講じることが必要な業務。
	B	発災後１日以内に業務に着手しないと、県民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。
	C	発災後３日以内に業務に着手しないと、県民の生命や生活、社会経済活動等に相当の影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。
	D	発災後１週間以内に業務に着手しないと、県民の生命や生活、社会経済活動等に影響を及ぼすため、限られた資源の中にあっても、早期に対策を講じることが必要な業務。
その他	E	発災後１週間は業務着手せず、応急・復旧対策に人員を優先することが望ましく、業務の中断が県民生活・社会経済活動に大きな影響を及ぼさないと見込まれる業務。

２　職員確保（執務時間内の被災）

執務時間内に大規模地震が発生した場合、ほとんどの県職員がすでに登庁しているので、庁舎の損傷や什器の転倒等により職員の一部が負傷する可能性はありますが、災害時優先業務実施に必要な人数は確保可能と想定されます。

３　職員確保（執務時間外での職員参集）

（１）職員の配備体制

大規模地震が発生した場合の災害対策本部の設置や職員の参集については、県地域防災計画で定めるところによります。（１５、１６ページ参照）

各所属は、災害時優先業務の遂行に必要な人員を考慮した上で、同計画に規定する参集基準に基づき、年度当初に災害時の職員配備体制を定めるものとします。

（２）職員の参集予測等

執務時間外に大規模地震が発生した場合に、参集可能な職員数を時系列で把握するため、各所属は、以下の条件で職員の自宅から参集機関までの実際の道のりをもとにして、発災後１週間の経過時間別の参集予測を行います。

さらに、災害時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、人員の適切な配置が重要であることから、上記予測結果に基づき、災害時優先業務相互の優先度を勘案して、経過時間別の具体的な業務従事人数を割り振り、様式１に整理します。

この段階で、参集人数の不足により災害時優先業務の遂行が困難と予想される所属にあっては、主管課（主務課）と協議し、部局内他所属又は他部局からの応援を検討し、不足を補うよう様式１に整理します。

【参集予測条件】

ア　発災後２日間は徒歩で参集することを想定し、時速 3km で所要時間を算出。

イ　安否確認や身支度などの準備時間として３０分を計上。

ウ　参集距離が 20km 以上の職員は、公共交通機関が復旧するまで参集不可と想定。（３日目から人数に計上）

エ　臨時参集職員（道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集する職員）の参集を計上（２日目まで）

オ　本人・家族の被災や救援・救助などにより、参集が困難な職員の割合を、表３－２のとおり設定。

（時間ごとの対象人数に、表３－２の条件を加える）

カ　独自の参集方法を定めている所属は、各参集方法に基づき算出する。

表３－２　他の公的機関との比較（参集開始困難な職員の割合）

	～３時間	～１日（２４時間）	～３日（７２時間）	１週間、３０日～
千葉県 （本想定）	30％：発災直後の負傷や混乱等 ※１		20%:発災直後の混乱等（交通機関の復旧も進む）　※２	2%：本人・家族の死亡・重傷等（１週間）　※３
東京都	20%：発災直後の負傷や混乱等		10%:発災直後の混乱等（交通機関の復旧も進む）	2%：本人の死亡・重傷等（１週間）
国土交通省 環境省	10%：本人の死傷及び家族の死傷等 30%：救出・救助活動に従事			10%：同左（３０日）

※１：国土交通省や東京都等の設定を参考に厳しい条件を設定した。
※２：国土交通省や東京都等の設定を参考に条件を設定した。
※３：千葉県業務継続計画（震災編）－本庁の部－の想定を指標に２％とした。

４　災害時優先業務の遂行に向けての対策

参集人数はあくまでも想定であり、実際に災害が発生した場合には、想定どおりに参集人数が確保できないことも予想されます。

また、対応が長期化、２４時間対応をする場合には適宜、職員の交代も必要となります。

そのため、各所属は、災害時優先業務の遂行体制を維持・確保するための備えとして、以下の事項について対策を行うものとします。

○職員の家族の安否確認

災害発生時に、職員が自らの職責を全うするためには、家族の安否確認と家族からの理解・協力が大変重要となります。このため、災害用伝言ダイヤル・伝言板の利用など、家族との連絡方法を事前に定めることを周知徹底します。

○職員の安否確認

職員の自宅の固定電話、電子メール、携帯電話、携帯メール等、複数の連絡方法を把握し、円滑な連絡体制を構築するとともに、県庁内ホームページの職員災害伝言板の利用や固定電話や携帯電話が輻輳しても安否確認が可能となる災害用伝言ダイヤル等を用いた確認方法を周知しています。

参考：「職員災害伝言板」

災害時における職員の状況や所属内における災害時の情報共有をリアルタイムで行えるよう、県庁内ホームページに整備したもの。

災害時における職員の安否確認は、所属長が職員の状況を把握する上で必要であり、ＩＣＴの活用により、毎年度作成している所属内の緊急連絡体制表の作成業務の軽減及びリアルタイムでの職員の安否状況の確認、災害情報等の伝達、所属内の災害時の対応状況の情報などについて、いつでもどこでもモバイル端末を用いて入手・報告可能な環境を整備することで、災害時における円滑な業務継続を図っている。

○災害発生時の職員の参集手段

職員参集方法として、原則徒歩によるが、災害時には自転車やバイクも有効な参集手段と考えられます。ただし、大規模災害時は平常時に比べ、道路の様子が大きく変わることがあるので、安全確保について職員に注意喚起を行います。

○災害時優先業務の効率的な遂行

発災直後や職員の交代が必要になった場合に、担当者以外の職員でも、災害時優先業務を円滑かつ効率的に実施できるようマニュアルを作成し、所属職員に周知徹底します。

○部内、部局間での応援体制

対応の長期化により職員の交代が必要な場合を含め、実際の災害発生時に、想定した応援体制を超える応援が必要となった場合には、災害対策本部会議において応援体制を決定します。

○臨時参集職員の活用

災害時に本来の勤務地ではなく、地域振興事務所に登庁した「臨時参集職員」について、以下の業務を実施するなど、活用を図ります。

（１）被災市町村からの情報収集等業務

（２）広域防災拠点の運営補助業務

（３）県防災備蓄倉庫の運営補助業務

参考：臨時参集職員の活用が考えられる業務
＜被災市町村からの情報収集等業務＞
・被災市町村の状況の把握（被災状況、災害対策本部の取組、住民避難の状況、災害救助法適用の要否等）
・支部及び市町村等との連絡調整
・現地対策本部の設置準備等
・県災害対策本部及び支部から提供される情報の提供
・災害対応に必要な指導・助言を適宜伝達
＜広域防災拠点の運営補助業務＞
・施設管理者に、利用する部隊等の規模等の情報提供
・施設管理者に、施設使用区域、利用可能施設を確認
・部隊等からの求めに応じ、施設管理者との施設利用に係る調整
＜県防災備蓄倉庫の運営補助業務＞
・物資・備品の応急整頓等
・物資払い出しの立ち会い補助
・物資の積み下ろし

５　職務代行者の確認

災害発生時、幹部職員が、被災により一定期間不在となることが想定されます。

このような場合、県事務決裁規程に基づく代決等により代行者が業務を処理することになるので、各所属は事務処理に支障を生じないよう事前に確認しておくことが重要です。

参　考（本県における災害応急活動体制）

○災害対策本部の設置

想定地震である震度６強の地震が県内で発生した場合、県災害対策本部が設置されます。

【災害対策本部組織図】

本部会議	本部長	知事
	副本部長	副知事
	本部員	防災危機管理部長 （統括本部員） 総務部長 総合企画部長 健康福祉部長 保健医療担当部長 環境生活部長 商工労働部長 農林水産部長 県土整備部長 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長 の指定する者
本部派遣職員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者

本部事務局	事務局長	防災危機管理部次長
	事務局次長	防災政策課長 危機管理課長 消防課長 産業保安課長 総務課長 財政課長 市町村課長
	事務局職員	総務班 情報班 応急対策班 応援受援班 航空運用調整班 被災者支援班 物資支援班 通信・システム班 広報班 現地派遣班 放射能事故対応班
本部連絡員		本部各部長の指名する者

部（13）　支部（12）　現地災害対策本部

○職員の参集

想定地震である震度６強の地震が県内で発生した場合、すべての職員が自動配備されます。

配備種別	配　備　基　準	配　備　内　容	配備を要する課等
災害対策本部第１配備	気象庁において県内の震度観測点で震度を5強と発表したとき他（自動配備）	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策本部第２配備	気象庁において県内の震度観測点で震度を6弱と発表したとき他（自動配備）	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
災害対策本部第３配備	気象庁において県内の震度観測点で震度を６強以上と発表したとき他（自動配備）	県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	本部及び支部を構成するすべての県の機関

※災害発生時、県職員（災害対策本部事務局職員、各所属の情報収集体制、災害警戒体制職員等の初動対応職員を除く）は原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告するものとする。
ただし、県各部局は、震災時の活動体制の充実を図るため特に必要がある場合、独自の参集方法を別途定めることが出来る。